

「先進的省エネルギー投資促進支援事業」
における圧縮記帳等の考え方について

令和5年6月9日

資源エネルギー庁 省エネルギー課

令和5年度「先進的省エネルギー投資促進支援事業」は、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、国からの補助金を原資としていること等から、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

なお、当該補助金は、補助対象経費を設計費、設備費、工事費とした「固定資産の取得又は改良に充てるための補助金」であり、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の適用の対象外となる「経費を補填するための補助金」を含んでいません。